

(参考) 消費税率引上げ分の活用について

【基本的な考え方】

- 消費税率引上げに伴う地方消費税増収相当分（令和元年度本市決算額 895,996 千円）については、その額を社会保障施策に要する経費に充当する。
- 具体的には、「社会福祉」「社会保険」及び「保健衛生」に関する施策に充当する。

(単位：千円)

事項及び事業名		事業費	左のうち、増収分 充当額
社会福祉	小児医療費助成事業費	420,634	83,254
	生活保護法定扶助事業費	3,883,026	178,956
社会保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	917,623	211,079
	介護保険事業特別会計繰出金	1,475,324	339,366
保健衛生	広域救急医療事業費	156,350	16,751
	予防接種事業費	294,559	66,590
合計		7,147,516	895,996